

船橋市総合体育館及び船橋市武道センター指定管理者第三者評価シート

施設名	船橋市総合体育館及び船橋市武道センター
指定管理者	ふなばしスポーツ健康パートナーズ
評価対象期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日
所管課	生涯学習部 生涯スポーツ課
評価者	船橋市総合体育館及び船橋市武道センター指定管理者第三者評価委員会

1. 総合評価

総合評価	評価に関する意見等
A	施設の設置目的に沿って、利用者が安全に利用できるよう、適切に維持管理及び運営を行っている。 今後は新たな利用者の獲得への施策の推進や、利用者のニーズ把握に取り組んで、よりよい施設運営となるよう取り組んでいただきたい。

※ 総合評価で評価項目が混在する場合の基準は下記「総合評価の基準」を適用します。

総合評価の基準の目安	
S	細項目がS・Aのいずれかで構成されており、Sの割合がAの割合以上である
A	細項目がS・Aのいずれかで構成されており、Sの割合がAの割合未満である 細項目がS・Aのいずれか及びBで構成されており、S・Aの割合がBの割合以上である
B	細項目がS・Aのいずれか及びBで構成されており、S・Aの割合がBの割合より少ない 細項目がS・A・Bのいずれか及びCで構成されており、S・A・Bの割合がCの割合以上である
C	細項目がS・A・Bのいずれか及びCで構成されており、S・A・Bの割合がCの割合より少ない
D	↓ 上記に関わらず、細項目に一つでもDがある場合

細項目別評価状況	
S	事業計画以上の優れた管理運営がなされている
A	概ね事業計画通りに管理運営がなされている
B	概ね事業計画通りに管理運営がなされているが、一部軽易な改善事項あり
C	事業計画どおりに管理運営がなされておらず、早急な改善を要する
D	↓ 指定の取消しをせざるを得ないような不適切な管理運営がなされている

※評価ポイントについて、少なくともS評価をした細項目については、必ず記入してください。

大項目		
細項目		
I 管理運営の基本方針	評価	評価理由
管理運営の基本的な考え方について 1. (総合体育館はスポーツ及び文化の振興、武道センターは武道その他のスポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与すること)	A	概ね事業計画通りに管理運営がなされている。
II 業務内容	評価	評価理由
1. 施設及び設備の維持管理について	A	概ね事業計画通りに管理運営がなされている。
2. 利用者の平等な利用確保及びサービスの向上について	A	実施している利用者アンケートによって、利用者の声を掌握し、対応していることは評価できるが、他の方法も模索しさらなるサービスの向上を希望する。
3. 利用者等の安全確保について	A	概ね事業計画通りに管理運営がなされている。
4. 利用促進の方策について	A	来館者への利用促進策の工夫はされているが、新規利用者獲得のためのPR活動等の更なる工夫を希望する。
5. 本施設ならではの自主事業の実施について	A	概ね事業計画通りに管理運営がなされているが、利用者のニーズを把握し、誰もが参加しやすい事業実施に向け、更なる工夫を期待する。
6. 駐車場の管理運営について	A	1台あたりの駐車スペースを拡充するなど利便性向上も図っており、引き続き安全に配慮した管理運営を期待する。
III 事務管理	評価	評価理由
1. 従事者の配置について	A	概ね事業計画通りに管理運営がなされている。
2 従事者の教育と研修について	A	概ね事業計画通りに管理運営がなされている。
3. 従事者に対する労働条件等の対応について	A	概ね事業計画通りに管理運営がなされている。
4. 個人情報の取り扱いについて	A	概ね事業計画通りに管理運営がなされている。
IV 収支状況	評価	評価理由
1. 収支について	A	新型コロナウイルス感染拡大による予想外の影響が生じた中、令和3・4年度は、経営努力に加え、市の補填により赤字を免れることができていた。また令和5年度は市の補填がない中で黒字化となっており、引き続き安定した経営を期待する。
2. 事業費の縮減に関する創意工夫	A	光熱費、賃上げ、固定費上昇の局面のなか、工夫しながら予算内に支出を収めている。